

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：令和３年２月１７日（水）

担当課：市民経済部 産業活性課

件 名：大和市企業活動振興条例の一部改正について

提出理由：大和市企業活動振興条例を一部改正するにあたり、その内容について了承を得るため

内 容：

１．背景等

- ・本市は、平成 30 年 4 月、企業活動の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的として、「大和市企業活動振興条例（以下「条例」という。）」を施行した。
- ・条例に基づき、奨励措置を展開してきた中で、現在までに 6 社の企業誘致が実現するとともに、市内企業の事業拡大や設備投資が促進され、市内での操業継続にもつながっており、企業にとって、奨励措置は大きな魅力になっていると捉えられる。

２．条例改正の考え方

- ・奨励措置について、これまでの状況を勘案して対象要件や算定基準等を見直すことで、企業活動のさらなる振興を図る。

３．条例改正の概要

- ・条例に定めている 6 つの奨励措置のうち、新規立地奨励金、事業拡大奨励金、設備投資奨励金、投資促進奨励金の 4 つの奨励金について、内容を見直す。

(1) 新規立地奨励金、事業拡大奨励金、設備投資奨励金の見直し

- ・対象要件について、現在、新規立地奨励金で「投下資本額 3 億円以上（中小企業は 3 千万円以上）」、事業拡大奨励金で「投下資本額 2 億円以上（中小企業は 2 千万円以上）」、設備投資奨励金で「投下資本額 1 億円以上（中小企業は 1 千万円以上）」としているものを、一律、「投下資本額 1 千万円以上」へと緩和する。
- ・各奨励金の算定基準について、現在、一律「投下資本額の 10%」としているものを、「新規取得した土地を除く固定資産の固定資産税及び都市計画税の納税見込額の 6 年分」へと変更する。
- ・上限額について、これまで定めていた大企業と中小企業の区分を廃止する。

(2) 投資促進奨励金の見直し

- ・算定基準について、現在、「新規取得した固定資産の固定資産税及び都市計画税相当額の 1/2」としているものを、「新規取得した土地を除く固定資産の固定資産税及び都市計画税相当額の 1/2」に変更する。

経 過

H30. 4 大和市企業活動振興条例施行

今後の予定

- R3. 4 市民意見公募手続の実施
- R3. 5 議案提出
- R3. 7 改正条例の施行